

第94号議案

加東市特別職の職員で常勤のものゝ給与に関する条例及び加東市病院事業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件

加東市特別職の職員で常勤のものゝ給与に関する条例及び加東市病院事業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年12月22日提出

加東市長 安田正義

加東市条例第 号

加東市特別職の職員で常勤のものゝ給与に関する条例及び加東市病院事業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件

(加東市特別職の職員で常勤のものゝ給与に関する条例の一部改正)

第1条 加東市特別職の職員で常勤のものゝ給与に関する条例(平成18年加東市条例第41号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の207.5」を「100分の212.5」に、「100分の222.5」を「100分の227.5」に改める。

(加東市病院事業管理者の給与に関する条例の一部改正)

第2条 加東市病院事業管理者の給与に関する条例(平成29年加東市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の207.5」を「100分の212.5」に、「100分の222.5」を「100分の227.5」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

第94号議案 要旨

加東市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例及び加東市病院事業管理者の給与に関する条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

人事院が、民間における賃金引上げを凶る動きを反映して、月例給及び特別給を上げる勧告を行ったことを受け、加東市においても、当該勧告を踏まえた一般職の職員の給与を改定することに伴い、特別職の職員で常勤のものの給与及び病院事業管理者の給与について、所要の改正を行うものである。

2 改正内容

(1) 加東市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正（第1条関係）

平成30年度以後に支給する期末手当の支給月数を6月期2.125月、12月期2.275月とすること。（第4条）

(2) 加東市病院事業管理者の給与に関する条例の一部改正（第2条関係）

平成30年度以後に支給する期末手当の支給月数を6月期2.125月、12月期2.275月とすること。（第4条）

3 市財政への影響 年間292千円の支出増

4 施行期日 平成30年4月1日

新 旧 対 照 表

現 行	改 正 案
<p>○加東市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正 (第1条関係) (期末手当) 第4条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に6月に支給する場合には<u>100分の207.5</u>、12月に支給する場合には<u>100分の225.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて給与条例第31条第2項各号に定める割合を乗じて得た額とする。 3・4 (略)</p> <p>○加東市病院事業管理者の給与に関する条例の一部改正(第2条関係) (期末手当) 第4条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に6月に支給する場合には<u>100分の207.5</u>、12月に支給する場合には<u>100分の225.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて給与条例第31条第2項各号に定める割合を乗じて得た額とする。 3・4 (略)</p>	<p>(期末手当) 第4条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に6月に支給する場合には<u>100分の212.5</u>、12月に支給する場合には<u>100分の227.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて給与条例第31条第2項各号に定める割合を乗じて得た額とする。 3・4 (略)</p> <p>(期末手当) 第4条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に6月に支給する場合には<u>100分の212.5</u>、12月に支給する場合には<u>100分の227.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて給与条例第31条第2項各号に定める割合を乗じて得た額とする。 3・4 (略)</p>